

持続化給付金申請要領における主な修正点

申請要領において、4/27に公開した速報版から、主な修正点をまとめております。

■ 確定申告書第一表の控えの收受日付印の扱いについて (個人事業者等向け)

詳細については、持続化給付金申請要領（個人事業者等向け）のP.14からP.18の記載を必ずご確認ください。

【原則】

確定申告書第一表の控えには**收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）**されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

ただし、原則によることが難しい場合には、以下の例外を認めることとします。

【例外1】

收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」のいずれも存在しない場合には、**提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。**この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

【例外2】

例外1によることもできず、「納税証明書（その2 所得金額用）」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、**給付までに通常よりも大幅に時間を要します。また、確認の結果給付金の給付ができない場合があります。**



納税証明書
(その2 所得金額用)

氏名 (姓) 氏名 (名)

所得	所得金額		控
	所得金額	課税所得金額	
給与所得			
退職所得			
年金所得			
雑所得			
合計			

注：この証明書は、確定申告書第一表の控えに提出するものです。また、この証明書は、確定申告書第一表の控えに提出するものではありません。

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください。）。

詳しくは [国税庁のHP](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm) をご覧ください。

(https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

納税証明書（その2 所得金額用）

■ 持続化給付金申請HPについて

持続化給付金の申請HPについて、下記のURLを公開しています。

URL → <https://jizokuka-kyufu.jp>

(中小法人等向け：P.3、個人事業者等向け：P.3)

■ 算定における協力金等の扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算出することができることを明記しました。

(中小法人等向け：P.6、個人事業者等向け：P.6)

■ e-Taxを通じて確定申告を行っている方の扱いについて

e-Taxによる確定申告を行っている方の提出資料に関する説明を追記しました。

(中小法人等向け：P.16、個人事業者等向け：P.17)

■ 事業承継特例について

個人の事業承継特例の場合の例示の記載の誤りを修正しました。

本特例は開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間の方が対象であり、2019年1月1日から2020年12月31日までの間に開業した方は新規開業特例を活用いただけます。

(個人事業者等向け：P.32)

■ NPO法人や公益法人等特例について

月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。

(中小法人等向け：P.37)

その他、わかりやすさの観点等から説明を追記する、例示を更新する等の修正を行っております。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい